

令和2年3月10日

お客様各位

北央信用組合

各預金規定等の電子化ならびに「民法改正」等をふまえた改定について

平素は当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、環境に配慮した取組みを推進するために、下記のとおり各預金規定等を電子化いたします。

電子化により、当組合ホームページにて最新の規定等をご確認いただけるようになりますので、誠に勝手ではございますが、当組合窓口（渉外担当者含む）における各預金規定等の冊子配布は終了させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、令和2年4月施行の改正民法（債権法）に伴い、各預金規定等を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当組合の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定の適用開始日

令和2年4月1日

2. 電子化開始および該当する各預金規定等

電子化は令和2年4月1日より実施します。

該当する各預金規定等は別紙のとおりです。

3. 改定内容

(1) 規定変更時の手続きの明確化

(2) 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

(3) 定期預金等の満期日前解約の制限の明確化

※詳細は別紙のとおりです。

以上

2. 電子化する各預金規定等

電子化する各預金規定等	
1. ほくしん総合口座取引規定	16. ほくしん財形住宅預金規定
2. ほくしん普通預金規定	17. 譲渡性預金規定
3. ほくしん貯蓄預金規定	18. ほくしん当座勘定規定（一般用）
4. ほくしん納税準備預金規定	19. ほくしん当座勘定規定（専用約束手形口用）
5. ほくしん自由金利期日指定定期預金規定	20. ほくしん振込規定
6. ほくしん自由金利型定期預金（M型）規定	21. ほくしん代金取立規定
7. ほくしん自由金利型定期預金規定（大口定期）	22. 夜間金庫利用規定
8. ほくしん変動金利定期預金規定	23. 保護預り規定
9. ほくしん積立定期預金規定	24. ほくしんキャッシュカード規定
10. ほくしん定期積金（スーパー積金）規定	25. ほくしんデビットカード取引規定
11. ほくしん通知預金規定	26. ほくしんローンカード規定
12. ほくしん無利息型普通預金規定（決済性預金）	27. ほくしんMPN口座振替受付サービス規定
13. ほくしん財形年金預金規定	28. 貸金庫規定（本・簡易貸金庫）
14. ほくしん財産形成期日指定定期預金規定	29. 貸金庫規定（全自動貸金庫）
15. ほくしん財産形成積立定期預金規定	

3. 改定内容（条文番号は規定により異なります）

改定前	改定後
<p>9.（規定の変更）</p> <p>(1) この共通規定および預金規定等の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>9.（規定の変更）</p> <p>(1) <u>この預金規定</u>の各条項その他の条件は、金融情勢の<u>状況の変化</u>その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当組合ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で<u>周知することにより</u>、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項（1）の変更は、公表等の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>

改定前	改定後
<p>10.（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>	<p>10.（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p><u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>

改定前	改定後（期日指定定期預金規定の場合）
<p>11.（利息）</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第〇位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p>	<p>11.（利息）</p> <p>(3) <u>この預金を後記第15.により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第〇位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p>
<p>15.（預金の解約）</p> <p>(1) この預金口座を解約するときは、通帳（証書）および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。</p>	<p>15.（預金の解約）</p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) この預金口座を解約するときは、通帳（証書）および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。</p>